

## V 追跡調査

### 1. 追跡調査結果一覧表

No	事例	確認欄	納材業者	確認欄	加工業等	確認欄	原木流通等	確認欄	素材生産等	備考
1	A			×	* 製材工場 (納材)	×	* 流通業		輸入業者	・納材業者は認定証を提示 ・流通業は輸入業者の提示したFSCのCoC認定書を添付。 ・輸入業者のFSCのCoC認定書が証明になるか疑問
2	B	○	* 流通業	○	* 製材工場	○	* 木協組	○	素材生産業者	・プレカット利用 ・仕様書に合法材利用明記。 ・伐採届出書あり
3	C	○	* プレカット工場	○	* A製材工場	○	* 素生協		生産委託	国有林材
				○	* B製材工場	○	* 県森連			同上
				○	* 製材工場	○	* 森組			同上
4	D	○	* 防腐会社	○	* 製材工場	○	* 市場	○	* 素材生産業	
5	E			×	製材工場				製材工場の兼業	・制度発足以前の出荷 ・県産材証明あり
6	F		パネ協	○	* 製材工場	○	* 外材流通業	×	輸入業者	輸入業者の証明は計量証明
7	G			○	* 製材工場 (納材)	×	* 共販所		森組	共販所への入荷は17年10月
8	H			○	* 製材工場 (納材)	△	原木流通(外材)		輸入業者	原木流通業者はカナダBC州発行のメッセージ(写し添付)で証明できるとしている。
						○	* 市場		素材生産	

No	事例	確認欄	納材業者	確認欄	加工業等	確認欄	原木流通等	確認欄	素材生産等	備考
9	I			○	*A木材協組(納材)	×	素材生産業者			買受は施行以前の購入、一部自社生産の国有林材を含む
				○	*B製材工場(納材)	△	森組			県産材認証あり。(合法性証明を含む)
						×	流通			施行以前の買受材
				○	*C製材工場(納材)		国有林材			売買契約あり
				○	*D製材工場(納材)	×	市場			
				○	*E製材工場(納材)	×	流通			
				○	*グルーラム(納材)	×	製材工場			
				○	*合板工場					
		×	流通	×	流通	×	*合板工場			
				○	*集成材(納材)					追跡断念
		○	*建具材(納材)		素材生産業			施行以前の購入		

No	事例	確認欄	納材業者	確認欄	加工業等	確認欄	原木流通等	確認欄	素材生産等	備考	
10	G	○	* 加工工場 (納材)	○	* 森組(素材生産・製材)	○	* 素材生産・製材			各メーカーから集荷し、加工して納材	
		×		×	* 製材業					出荷証明	
		○		○	* 森組(ラミナー)						
		×		×	* フローリング						出荷証明
		×		×	* シナ合板						//
11	K			×	* 製材工場(納材)	○	* 森組	○	* 素材生産業	適合証明あり	
						○	* 木協		国有林との買取契約書あり		
				×	集成材	○	* 森組				
		×	* 流通		* 流通(合板)						
			×	* フローリング(納材)	○	* 素材生産業					
12	L			×	集成材工場(納材)	×	流通	○	* 森組		
		×	流通	○	* 製材工場		自社素材生産		国有林販売契約	仕様書あり	
				×	* 集成材工場(納材)				産地証明あり		
		△	* 防腐加工	△	外国 カナダ				米柵に産地証明?	シッパーの合法木材供給宣言書あり	
				○	製材工場(納材)						
				○	* 合板工場(納材)						
				×	* 構造用合板(納材)	○	* 森連				

No	事例	確認欄	納材業者	確認欄	加工業等	確認欄	原木流通等	確認欄	素材生産等	備考
13	M	○	* 家具製作	○	* 集成材	○	* 加工工場	○	県(生産は協組)	県がFSC材を販売
14	N	○	* 納材業	○	* 森組(製材)					県産材認証センターのマニフェストに合法性証明を付加

注1: 確認欄の○は、添付資料等で確認できたもの、△は不十分だが確認できたもの、×は確認できなかったもの、空欄は調査できなかったものを示す。  
これらは、調査員の報告、収集した証拠書類等から、納入した木材・木製品の合法性が合理的に証明されたかどうかを判断し、判定した。

注2: \* 印は、合法木材供給事業者として団体認定を受けている者を示している。

注3: 合法材証明を別途発行している場合は、納材した相手先に発行することがこの制度の趣旨であり、施主に発行しても証明にならないことに留意すべきである。従って、証明書のあて先となっている者は、改めて当該木材の納入先に証明書を発給しなければならない。従って、その証明書がない場合は、ここでも×印が付いている。

注4: 施工業者は、認定事業者になる必要はないが、仕様書に工事終了後において合法木材使用を報告することが義務付けられている。森林管理局・署はほとんどの場合仕様書に書き込んでいる。

注5: No13は、木材ロビーチェアを県木連が購入し、県の福祉施設に納入したもので、ラミナー生産、集成材加工、家具製作、納材という流れになる。従って県木連は納材業者に位置づけすべきであろう。

注6: No14は、県の補助事業として個人にプレゼントされる柱材を県木連が買い取り個人に配布するもので、県木連を「施工業者等」欄に記入した。